

沖縄県立図書館相互貸借における貸出等実施要領

平成28年4月1日

県立図書館館長決裁

令和2年7月27日改定

令和3年3月31日改定

令和7年12月8日改定

令和8年3月23日改定

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県立図書館相互貸借に関する要項（平成26年3月11日施行）に基づき、資料の貸出を受けることができる相手方（以下、「借受館」という）より借り受ける資料（以下、「相互貸借資料」という）の申請受付及び貸出等について、当館と利用者間における必要な事項を定めることを目的とする。

(郵送による利用回数の上限)

第2条 郵送による相互貸借資料の提供となる場合（県外相互貸借、及び県内大学などの巡回車によらない相互貸借）は、原則として1人につき1年度20冊以内とする。

(申請受付方法)

第3条 相互貸借の申請受付については、「相互貸借申込書（第1号様式）」により下記のとおり行うこととする。

- (1) 相互貸借資料の申請受付は窓口で直接行うものとし、一度に受付可能な件数は原則3件以内とする。
- (2) 連絡先（自宅電話または携帯電話）のない利用者については、館内閲覧で相互貸借資料を提供することとする。
- (3) 相互貸借資料の再貸出を希望する場合については、貸出期間の延長はできないが、再申請手続を1回まで申請可能とする。

(貸出方法)

第4条 申請した利用者が直接窓口で貸出手続を行うものとする。

(返却方法)

第5条 貸出した本は、利用者が返却期日までに窓口にて当館指定の袋により直接返却するものとする。

(利用の制限)

第6条 相互貸借の利用にあたり、「相互貸借申込書（第1号様式）」を用いて説明を行うこととする。以下の問題が発生した場合、相互貸借の利用を制限する。

- (1) 返却期限の超過

- (2) 窓口へ直接返却せず、ブックポストや自動返却機へ返却した場合
- (3) 相互貸借資料の汚破損及び紛失
- (4) 相互貸借資料を理由なしに受領しない場合
- (5) その他、問題と勘案される事由が発生した場合
(利用制限の内容)

第7条 利用制限の内容は以下のとおりとする。

- (1) 資料返却時より6ヶ月間館内閲覧のみで利用
- (2) 申請書の不受理
(相互貸借利用の制限の解除)

第8条 相互貸借利用の制限の解除については、当該利用者の相互貸借利用状況等を勘案し、相互貸借担当及び調査・サービス班長で検討後、解除することとする。

(補足)

第9条 本要領に定めるものほか、相互貸借利用にかかる必要事項について、館長が判断する場合がある。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月27日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

附則

この要領は、令和7年12月10日から施行する。

附則

この要領は、令和8年3月25日から施行する。